

電気料金種別定義書

【ビジネスプラン】

一般財団法人全国福利厚生共済会様向け

株式会社 L o o o p

目次

1. 実施期日	2
2. 定義	2
3. 適用条件	2
4. 電気料金	3
5. 割引種別	3
6. 契約容量の変更	4
7. 本定義書の変更および廃止.....	5
別表	5
1. 電気料金	5
2. 割引額	5
3. 燃料費調整	6

電気料金種別定義書【ビジネスプラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り、）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2018年2月28日より実施します。

2. 定義

(1) 特定卸供給

一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給をいいます。

(2) LoopHome

当社の商品である太陽光発電システム「Loop Home」をいいます。

(3) Loopでんち

当社の商品である蓄電システム「Loopでんち」をいいます。

(4) 本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、当社との契約時または設備変更の申出時の①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるもの、または②契約電流が60アンペアより大きいものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

【式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 ボルト (ボルト)} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

- ロ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とします。
- ハ なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

4. 電気料金

- (1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 3（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を加えたものとします。最低月額料金、電力量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。
- (2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

5. 割引種別

- (1) ソーラー割
 - イ 適用条件

お客さまの電気の使用場所に設置された太陽光発電設備から発電される電力のうち、当該使用場所で使用する電力を控除した電力について、当社が特定卸供給を受けている場合、「ソーラー割」を適用します。
 - ロ 割引額

割引額は、別表 2（割引額）のとおりとします。
- (2) LoopHome 割
 - イ 適用条件

お客さまの電気の使用場所に設置された「LoopHome」から発電される電力のうち、当該使用場所で使用する電力を控除した電力について、当社が特定卸供給を受けている場合、「LoopHome 割」を適用します。

ロ 割引額

割引額は、別表 2（割引額）のとおりとします。

(3) Loop でんち割

イ 適用条件

お客さまの電気の使用場所に設置された Loop でんちについて、当社への遠隔制御の通信が導通完了し、かつお客さまから工事が完了したことの証跡を当社が受領している場合、「Loop でんち割」を適用します。

ロ 割引額

割引額は、別表 2（割引額）のとおりとします。

(4) 社員割

イ 適用条件

①. お客さまが一般財団法人全国福利厚生共済会の会員であり、会員名を申告した上で、専用様式にてお申込みをしていただいた場合、「社員割」を適用します。

ただし、申込日が平成 30 年 2 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日のものに限ります。

②. お申込み時に申告いただいた会員が一般財団法人 全国福利厚生共済会を退会した場合、またはお客さまが供給場所から移転された場合、「社員割」は適用されなくなります。

ロ 割引額

割引額は、別表 2（割引額）のとおりとします。

6. 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1. 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。

	最低月額料金		従量料金単価	
北海道電力管内	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円	1キロワット時につき	31.00 円
東北電力管内	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円	1キロワット時につき	27.00 円
東京電力管内	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円	1キロワット時につき	27.00 円
中部電力管内	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円	1キロワット時につき	27.00 円
北陸電力管内	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円	1キロワット時につき	22.00 円
関西電力管内	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円	1キロワット時につき	23.00 円
中国電力管内	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円	1キロワット時につき	25.00 円
四国電力管内	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円	1キロワット時につき	25.00 円
九州電力管内	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00 円	1キロワット時につき	24.00 円

2. 割引額

従量料金単価から以下の金額を割引きます。

	ソーラー割	LoopHome 割	Loop でんち割
--	-------	------------	-----------

北海道電力管内	1.00 円	1.00 円	3.00 円
東北電力管内	1.00 円	1.00 円	3.00 円
東京電力管内	1.00 円	1.00 円	3.00 円
中部電力管内	1.00 円	1.00 円	3.00 円
北陸電力管内	1.00 円	1.00 円	3.00 円
関西電力管内	1.00 円	1.00 円	3.00 円
中国電力管内	1.00 円	1.00 円	3.00 円
四国電力管内	1.00 円	1.00 円	3.00 円
九州電力管内	1.00 円	1.00 円	3.00 円

電気料金から以下の金額を割引きます。

	社員割
北海道電力管内・東北電力管内・東京電力管内・ 中部電力管内・北陸電力管内・関西電力管内・ 中国電力管内・四国電力管内・九州電力管内	最低月額料金と従量料金のうち どちらか大きい額の 2.0% 相当額

3. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、次のとおりとします。

	α	β	γ
北海道電力管内	0.4699	—	0.7879
東北電力管内	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力管内	0.1970	0.4435	0.2512
中部電力管内	0.0275	0.4792	0.4275
北陸電力管内	0.2303	—	1.1441
関西電力管内	0.0332	0.3786	0.6231

中国電力管内	0.1543	0.1322	0.9761
四国電力管内	0.2104	0.0541	1.0588
九州電力管内	0.1490	0.2575	0.7179

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が (ハ) 上限価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が (ハ) 上限価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{上限価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

	基準燃料価格	上限価格
北海道電力管内	37,200 円	55,800 円
東北電力管内	31,400 円	47,100 円
東京電力管内	44,200 円	66,300 円
中部電力管内	45,900 円	68,900 円
北陸電力管内	21,900 円	32,900 円
関西電力管内	25,500 円	38,300 円
中国電力管内	26,000 円	39,000 円
四国電力管内	26,000 円	39,000 円
九州電力管内	33,500 円	50,300 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
------------	-------------

毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

北海道電力管内	1 キロワット時につき	19 銭 3 厘
---------	-------------	----------

東北電力管内	1キロワット時につき	21 銭 7 厘
東京電力管内	1キロワット時につき	22 銭 8 厘
中部電力管内	1キロワット時につき	22 銭 9 厘
北陸電力管内	1キロワット時につき	15 銭 8 厘
関西電力管内	1キロワット時につき	19 銭 5 厘
中国電力管内	1キロワット時につき	24 銭 1 厘
四国電力管内	1キロワット時につき	19 銭 2 厘
九州電力管内	1キロワット時につき	17 銭 6 厘